

公益財団法人徳島県市町村振興協会
ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金交付規程

平成24年4月1日
規程第15号

(趣旨)

第1条 公益財団法人徳島県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村に対して交付するハロウィンジャンボ宝くじの収益金に係る交付金（以下「交付金」という。）については、この規程の定めるところによる。

(交付金の額)

第2条 毎年度の交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金をもって徳島県が協会に交付する徳島県交付金を財源とし、均等割50パーセント、人口割50パーセントの基準で算出する。ただし、均等割は持寄り額の計算に用いられた数値により算出する。

(交付金の対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(会計処理)

第4条 協会は、交付金について公益目的事業会計において処理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

第5条 交付金に係る預金利息等は、収支予算に計上して交付金に編入し、翌年度に繰り越した上翌年度交付金と合わせて交付するものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人徳島県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年9月13日から施行する。

2 公益財団法人徳島県市町村振興協会オースタムジャンボ宝くじ市町村交付金に係る交付については、なお従前の例による。